社会福祉法人奥州いさわ会定款

第１章　総則

（目的）

第１条　この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1)　第一種社会福祉事業

（ア）　特別養護老人ホームの経営

(2)　第二種社会福祉事業

（ア）　保育所の経営

（イ）　幼保連携型認定こども園の経営

（ウ）　地域子育て支援拠点事業の経営

（エ）　一時預かり保育事業の経営

（オ）　老人デイサービス事業の経営

（カ）　老人短期入所事業の経営

（キ）　老人居宅介護等事業の経営

（ク）　障害福祉サービス事業の経営

（ケ）　認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

（コ）　地域活動支援センターの経営

（サ）　放課後児童健全育成事業の経営

（シ）　特定相談支援事業の経営

（名称）

第２条　この法人は、社会福祉法人奥州いさわ会という。

（経営の原則等）

第3条　この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2　この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活において経済的支援を必要とする者に、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第4条　この法人の事務所を岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地416番地に置く。

第２章　評議員

（評議員の定数）

第５条　この法人に評議員７名以上９名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第６条　この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2　評議員選任・解任委員会は、外部委員３名で構成する。

3　選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任･解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4　選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5　評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（評議員の任期）

第 7 条　評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
3　評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
（評議員の報酬等）
第 8 条　評議員に対して、各年度の総額が 1,000,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第 3 章　評議員会

（構成）
第 9 条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
2　評議員会に議長を置く。
3　議長は、その都度評議員の互選とする。
（権限）
第 10 条　評議員会は、次の事項について決議する。
(1)　理事及び監事の選任又は解任
(2)　理事及び監事の報酬等の額
(3)　理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
(4)　計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
(5)　定款の変更
(6)　残余財産の処分
(7)　基本財産の処分
(8)　社会福祉充実計画の承認
(9)　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（開催）
第 11 条　評議員会は、定時評議員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。
（招集）
第 12 条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
（決議）
第 13 条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1)　監事の解任
(2)　定款の変更
(3)　その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
4　第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第 14 条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 4 章　役員及び職員

（役員の定数）

第 15 条　この法人に、次の役員を置く。

(1)　理事　6 名以上 8 名以内

(2)　監事　4 名以内

2　理事のうち 1 名を理事長とする。

3　理事長以外の理事のうち、3 名以内の副理事長を選任することができる。

4　副理事長は、社会福祉法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

5　理事長は、副理事長のうち、筆頭となる者（以下「筆頭副理事長」という。）1 名を指名することができる。

（役員の選任）

第 16 条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第 17 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3　理事長及び副理事長は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第 18 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第 19 条　理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、退任した者の任期の満了する時までとすることができる。

3　理事又は監事は、第 15 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 20 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の免責事項）

第 21 条　理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対して賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度額として、理事会の決議により免除することができる。

2　理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でない者に限る。）、監事（以下この条において「非業務型執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、当該非業務型執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項第 2 号に定める額を限度とする旨の契約を非業務型執行理事等と締結することができる。

（役員の報酬等）

第 22 条　理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）
第23条　この法人に、職員を置く。
2　この法人の設置経営する施設の長及び他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
3　施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章　理事会

（構成）
第24条　理事会は、全ての理事をもって構成する。
2　理事会に、議長を置く。
3　議長は、その都度理事の互選とする。
（権限）
第25条　理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長及び副理事長が専決し、これを理事会に報告する。
(1)　この法人の業務執行の決定
(2)　理事の職務の執行の監督
(3)　理事長及び副理事長の選定及び解職
（招集）
第26条　理事会は、理事長が招集する。
2　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、筆頭副理事長が理事会を招集する。ただし、筆頭副理事長が指名されていないときは副理事長が招集し、副理事長が選任されていないときは各理事が理事会を招集する。
（決議）
第27条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。
2　前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。
（議事録）
第28条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章　資産及び会計

（資産の区分）
第29条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。
2　基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
(1)　現金預金　300万円
(2)　建　物
ア　岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地416番地所在の
①　鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　特別養護老人ホームやまゆり荘、やまゆり荘デイサービスセンター施設舎　1棟　2,398.69㎡
②　鉄骨造ルーフィング・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建　特別養護老人ホームやまゆり荘ユニット施設舎　1棟　1,119.95㎡
イ　岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地290番地1所在の
①　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建　車庫　1棟　168.52㎡
ウ　岩手県奥州市胆沢南都田字加賀谷地437番地所在の
①　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建　車庫　1棟　97.65㎡
エ　岩手県奥州市胆沢南都田字大持30番地、50番地、20番地8所在の

① 鉄骨鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建　老人福祉施設　1棟　5,076.70㎡
② 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建　車庫　１棟　181.80㎡

オ 岩手県奥州市胆沢若柳字相馬檀1番地所在の
① 木造合金メッキ鋼板ぶき2階建　特別養護老人ホームやなぎの里、やなぎの里短期入所生活介護施設　1棟　1階　1,826.65㎡　2階　78.75㎡
② 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき平家建　機械室　1棟　10.50㎡
③ 軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建　車庫　1棟　36.10㎡

カ 岩手県奥州市胆沢若柳字愛宕353番地所在の
鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建愛宕保育園　園舎　1棟　506.52㎡

キ 岩手県奥州市胆沢南都田字塚田126番地9所在の
① 鉄骨造陸屋根2階建　いさわこども園　園舎1棟　１階1,390.82㎡　2階60.11㎡
② 鋼板造鋼板ぶき平家建　倉庫1棟　26.76㎡

ク 岩手県奥州市胆沢南都田字小十文字339番地1所在の
① 鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建　事務所・授産施設　1棟　702.63㎡
② 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建　通所授産施設　1棟　134.4㎡
③ 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建　通所授産施設　1棟　691.25㎡

ケ 岩手県奥州市胆沢南都田字石行29番地5所在の
① 木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建　授産施設　1棟　101.02㎡

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）
第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、奥州市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、奥州市長の承認は必要としない。
(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）
第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）
第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）
第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
(6) 財産目録
2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければ

ならない。
3　第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
(1)　監査報告
(2)　理事及び監事並びに評議員の名簿
(3)　理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4)　事業の概要等を記載した書類

（会計年度）
第34条　この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）
第35条　この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）
第36条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章　公益を目的とする事業

（種別）
第37条　この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。
(1)　居宅介護支援の事業
(2)　訪問入浴介護の事業
(3)　高齢者生活支援ハウスぬくもりの家の受託
(4)　奥州市地域包括支援センターの受託
2　前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章　解散

（解散）
第38条　この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

（残余財産の帰属）
第39条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章　定款の変更

（定款の変更）
第40条　この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、奥州市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
2　前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を奥州市長に届け出なければならない。

第10章　公告の方法その他

（公告の方法）
第41条　この法人の公告は、社会福祉法人奥州いさわ会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）
第 42 条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則
この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき役員の選任を行うものとする。
理事長　藤　田　静　夫
理　事　佐　藤　　束
理　事　佐　藤　菊　雄
理　事　高　橋　壽　悦
理　事　及　川　　静
理　事　佐　藤　久　夫
理　事　渡　邉　貞　子
理　事　坂　野　昭　午
理　事　石　川　勘　一
監　事　佐　藤　冨二男
監　事　高　橋　藤治郎

附　則
この定款は、昭和63年12月5日から施行する。
附　則
この定款は、平成元年3月25日から施行する。
附　則
この定款は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。
（平成4年11月13日付岩手県指令成第1078号岩手県知事工藤巖認可）
附　則
この定款は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。
（平成6年3月22日付岩手県指令高福第843号岩手県知事工藤巖認可）
附　則
この定款は、岩手県知事の認可のあった日から施行する。
（平成10年9月16日付岩手県指令長第534号岩手県知事増田寛也認可）
附　則
この定款は、水沢地方振興局長の認可のあった日から施行する。
（平成11年8月4日付岩手県指令水地保第605号水沢地方振興局長猪股正二認可）
附　則
この定款は、水沢地方振興局長の認可のあった日から施行する。
（平成11年8月20日付岩手県指令水地保第653号水沢地方振興局長猪股正二認可）
附　則
この定款は、水沢地方振興局長の認可のあった日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
（平成12年3月31日付岩手県指令水地保第1443号水沢地方振興局長猪股正二認可）
附　則
この定款は、水沢地方振興局長の認可のあった日から施行する。
（平成13年11月1日付岩手県指令水地保第108-30号水沢地方振興局長久保隆男認可）
附　則
この定款は、水沢地方振興局長の認可のあった日から施行する。
（平成14年4月1日付岩手県指令水地保第108-2号水沢地方振興局長圃田清昭認可）
附　則
この定款は、法人を所管する地方振興局長の認可のあった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
（平成15年4月7日付岩手県指令水地保第52-3号水沢地方振興局長圃田清昭認可）

附　則

この定款は、法人を所管する地方振興局長の認可のあった日から施行し、平成16年11月1日から適用する。

（平成16年10月13日付岩手県指令水地保第394-15号水沢地方振興局長川邊賢治認可）

附　則

この定款は、法人を所管する地方振興局長の認可のあった日から施行し、平成17年6月29日から適用する。

（平成17年12月27日付岩手県指令水地保第52－18号水沢地方振興局長川邊賢治認可）

附　則

この定款は、公布の日から施行し平成18年2月20日から適用する。

附　則

この定款は、公布の日から施行する。

附　則

この定款は、公布の日から施行する。ただし、第1条第2号中（オ）（ク）（ケ）及び第27条第1項第3号の改正規定は、岩手県県南広域振興局長の認可のあった日から施行する。

（平成18年9月29日付岩手県指令県南広保第96－63号県南広域振興局長酒井俊巳認可）

附　則

この定款は、岩手県県南広域振興局長の認可のあった日から施行する。

（平成18年12月22日付岩手県指令県南広保第96－87号県南広域振興局長酒井俊巳認可）

附　則

この定款は、岩手県県南広域振興局長の認可のあった日から施行する。

（平成19年6月13日付岩手県指令県南広保第301－26号県南広域振興局長酒井俊巳認可）

附　則

この定款は、岩手県県南広域振興局長の認可のあった日から施行する。

（平成20年8月28日付岩手県指令県南広保第110-12号県南広域振興局長勝部修認可）

附　則

この定款は、岩手県県南広域振興局長の認可のあった日から施行する。

（平成23年5月9日付岩手県指令県南広保第110-8号県南広域振興局長田村均次認可）

附　則

この定款は、奥州市長の認可のあった日から施行する。

（平成25年7月5日付奥州市指令福第271号奥州市長小沢昌記認可）

附　則

この定款は、平成26年4月1日から施行する。

附　則

この定款は、奥州市長の受理のあった日から施行する。

（平成27年1月8日付奥州市指令福第581号奥州市長小沢昌記認可）

附　則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

附　則

この定款は、奥州市長の認可のあった日から施行する。

（平成 30 年 7 月 19 日付奥州市指令福第 526 号奥州市長小沢昌記認可）

附　則

この定款は、奥州市長の認可のあった日から施行する。

（令和 2 年 3 月 18 日付奥州市指令福第 1961 号奥州市長小沢昌記認可）

附　則

この定款は、令和3年4月1日から施行する。

（令和 2 年 10 月 30 日付奥州市指令奥福第 7 号奥州市長小沢昌記認可）

附　則

この定款は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

（令和 3 年 6 月 3 日付奥州市指令奥福第 4 号奥州市長小沢昌記認可）

附　則

この定款は、令和６年４月１日から施行する。

（令和6年3月19日付奥州市指令奥福第31号奥州市長倉成淳認可）

附　則

この定款は、奥州市長の認可があった日から施行する。

（令和6年6月25日付奥州市指令奥福第5号奥州市長倉成淳認可）

附　則

この定款は、奥州市長の認可があった日から施行し、令和７年６月 18 日から適用する。

（令和7年6月9日付奥州市指令奥福第7号奥州市長倉成淳認可）